

議案第117号

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例の一部改正について

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年11月29日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

厚生労働省通知の「地域包括支援センターの設置運営について」が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例(平成27年京丹後市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第115条の45第1項第2号から第5号まで」を「法第115条の45第2項各号」に改める。

第4条第3項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する者とする。

ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ 地域包括支援センターが育成計画を策定し、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的に主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例(平成27年京丹後市条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年2月27日 条例第9号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 包括的支援事業 <u>法第115条の45第1項第2号から第5号までに規定する事業</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3条 (略) (職員数の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員に準ずる者 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</u></p> <p>第5条 (略)</p>	<p>京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年2月27日 条例第9号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 包括的支援事業 <u>法第115条の45第2項各号</u>に規定する事業</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3条 (略) (職員数の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</u></p> <p><u>イ 地域包括支援センターが育成計画を策定し、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的に主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>